



制裁概要一覧

A. 注意事項

本制裁概要一覧は、海運業界に最も関係深いと考えられる国々に対する EU 及び米国による制裁措置をまとめたものです。本一覧は EU 及び米国 によるあらゆる制裁措置を網羅したものではありません。

本制裁概要一覧は、刻々と変化する EU 及び米国制裁の概観を示すものです。本一覧は制裁に関する包括的な助言を提供するというよりも、さらなる検討のきっかけを提供することを目的としています。EU 及び米国制裁は複雑であり、本一覧のような総合ガイドで制裁に関して生じる得る状況の全てを一つ一つ取り扱うことはできません。下段の概要にリストされた国々や当該国々の個人/団体と取引する際には常に注意を払う必要があります。制裁に関して懸念や不明な点がある場合には、法務部門に相談したり法的助言を求めたりする必要があるでしょう。

EU 及び米国制裁は頻繁に変更/更新されます。本一覧は制裁措置についての変更情報を適宜アップデートされます。ただし、変更にはタイムラグがある可能性がありますのでご注意下さい。

妥当な Due Diligence を尽くしたことを確保するために実施すべき標準的な Due Diligence プロセスは存在しません。求められる Due Diligence のレベルは事案毎に異なり、個々のリスクに応じた対応が必要になります。



B. EU 制裁の範囲

EU制裁の適用範囲は以下の通りです。

- (a) 領空を含む EU 領域内
- (b) EU 加盟国の管轄権下にある航空機もしくは船舶上
- (c) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の国民
- (d) EU 領域内外に所在する EU 加盟国の法律の下で設立された法人、団体、組織
- (e) EU 領域内で全部もしくは一部の事業を営む法人、団体、組織

C. 金融規制 - EU 資産凍結対象者リスト

EU 制裁規則は、金融規制の対象となり資産凍結される特定の個人/団体をリストしています。金融規制対象者のリストは、アクセスの容易さから 英国政府大蔵省の次のリンクを参照するようお勧め致します: (Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets))。同リストは EU 金融規制対象者のみでなく、EU 金融規制の対象外であるが英国や国連の制裁対象となっている団体/個人もリストしていることにご注意下さい。リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルを全て検索する必要があります。

D. EU 制裁に関する詳細

現在施行されている EU 制裁及び関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます:

http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/docs/measures en.pdf



E. 米国制裁の範囲

原則として米国制裁の適用範囲は以下の通りです。

- (a) 米国領域内
- (b) 米国領域内外を問わず米国民及び団体

ただし、イランに対する米国制裁は一部域外適用の効力があり、米国とつながりのない状況にある非米国民/団体にも適用される場合があります。

なお、米国による武器の禁輸は域外適用の効力を有します。米国による武器の禁輸は、所在地を問わず米国産アイテムや技術データを含むあらゆる防衛物資及び防衛サービスに適用されます。そのため、非米国人による非米国間の当該物資の輸送であっても、当該物資に米国関係のものが含まれていて必要なライセンスや書面での認可が国防貿易管理局から得られていない場合、米国輸出管理規則違反となる可能性があります。

F. 金融制裁 — 米国 "Specially Designated Nationals"リスト

米国制裁規則では、米国財務省外国資産管理局(The Office of Foreign Assets Control of the US Department of the Treasury、以下 OFAC と略) による Specially Designated Nationals and Blocked Persons(SDNs)リストにて制裁対象となる特定個人をリストしています。SDNs の資産は 凍結され、米国民は基本的に SDNs との取引を禁止されます。また、非米国民や非米国団体がイランの SDNs と取引する場合、米国当局が当該 非米国民/団体に対しても制裁措置を適用するリスクを高めることになります。SDN リストは次のリンクで確認できます。

Listed persons, groups and entities subject to US restrictive measures (SDN List)

リストを検索する際の注意事項として、ある人物/団体が様々なスペルで表記されることがあり、可能性のあるスペルを全て検索する必要があります。また、50%以上 SDN により所有されている企業も SDNs に分類されます。





G. 米国制裁に関する詳細

現在施行されている米国制裁及び関係規則に関する詳細は次のリンクで確認することができます。

http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx

また、武器の禁輸に関する情報について国防貿易管理局の次のリンクをご参照下さい。

http://pmddtc.state.gov/embargoed countries/index.html

イラン制裁の解除について

イラン航海やイラン団体との取引については引き続き慎重にご検討ください。イランに対しては依然として EU 及び米国制裁が課されています。

2015 年 7 月 14 日、E3/EU+3(英国、米国、EU、中国、フランス、ドイツ及びロシア)とイランは包括的共同作業計画(JCPOA)に合意しました。 当該計画は 2015 年 7 月 20 日に国連安保理により承認され、「イランの核開発に関する全ての国連安保理制裁、多国間制裁、国家制裁の包括的解除」をもたらすものとなります。2016 年 1 月 16 日、国際原子力機関(IAEA)はイランが JCPOA に基づく核関連義務の履行を確認しました (Implementation Day)。この Implementation Day の到来を以て、EU および米国はイランに対する核関連の制裁措置の多くを解除することになり、これには資産凍結、渡航規制、金融、保険、再保険、SWIFT、原油、ガス、石油、海上輸送、金属に対する制裁措置が含まれます。ただし、イランが JCPOA の義務を履行しない場合には制裁が再発動されることになりますので注意が必要です。イランが JCPOA の義務を履行しているかどうかチェックするため、イランの核関連活動は継続的にモニターされることになります。

H. 更新日

本一覧は、以下のとおりアップデートされ、2017年9月13日付となっています。



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
1.	キューバ		一般原則として、米国の管轄権下にある者(米国企業、米国管轄権下にある者によって所有/支配されている非米国企業、米国民、所在地を問わず永住資格を持つ外国人、米国領域内の全ての者)は、所在地を問わず、一部の例外を除き実質的にキューバもしくはキューバ政府とあらゆるビジネスもしくは関連する取引を行うことを禁止される。
			 貿易規制 ● 米国管轄権下にある者が直接又は第三国を経由してキューバもしくはキューバ国民へ、物資、技術、サービスを輸出、再輸出、輸入することの禁止。但し、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。なお、基本的にライセンス発行には消極的だが、一般的に認可されたりケースバイケースで認可されたりする場合がある等、様々な例外がある。 ● キューバから/への物資又はキューバあるいはキューバ国民が関係する物資を積載している船舶が、当該物資を積載したまま米国へ入港することの禁止。ただし、ライセンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用されている場合を除く。

DRD-#25914602-v1 5 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			● キューバとの取引に従事した船舶が、キューバ出港後 180 日 以内に荷役のため米国に入港することの禁止。但し、ライセ ンスが発行されている場合、もしくはライセンス免除が適用
			されている場合を除く。
			貿易規制の例外(注意:以下は全ての例外を網羅しているわけでは ない)
			「情報物資及び特定の寄付された食品の輸出/再輸出。
			資の輸出/再輸出。とりわけ次のものが含まれる:(i)報道
			関係者による報道関係資材の一時輸出/再輸出、(ii) 合法 的に輸出されたアイテムまたはソフトウェアのための
			操作技術またはソフトウェア、(iii) 合法的に輸出された アイテムの交換部品、(iv) 個人荷物、(v) 政府または国際
			機関によるもの、(vi) 原産地や性質を問わずカナダから 米国を通って輸送されるアイテム、(vii) 人道的寄付のギ
			フトおよび荷物、(viii) 農産物の輸出、(ix) 通信装置、(x)
			キューバ国民を支援する特定アイテム(例:建築資材、 民間分野の道具および設備、科学、考古学、文化等の活
			動のためのアイテム、キューバとの通信を改善するアイ

DRD-#25914602-v1 6 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	*************************************
			テム)。
			o インターネット通信 (ソーシャルネットワーキングなど) に
			付随する特定サービスの輸出/再輸出で、観光および特定の通
			信アイテムの輸出/再輸出に関するサービスの促進を目的と
			しないもの(当該活動のために、米国管轄権下にある者はキ
			ューバ国民との商取引を含むキューバでの事業の展開・維持
			に必要なあらゆる取引を実施することができる)。
			注意:米国管轄権下にある者は、直接/間接を問わずキュ
			ーバから/への物資またはサービスの商業輸出にならな
			ければ、第三国にいるキューバ国民個人に物資およびサ
			ービスを提供できる。
			o キューバに所在する全ての者への米国からの物資の輸
			出または米国外からの物資の再輸出に通常付随する取
			引で、当該輸出もしくは再輸出が米国輸出管理規則に基
			づき認可され、農産物の場合には一定の金融取引条件を
			含め一定条件を満たすもの。
			o 一定の旅行関連取引および商務省による輸出または再
			輸出認可ライセンス方針に合致する物資に関するキュ
			ーバでの市場調査、商業マーケティング、販売または契
			約交渉、配送、設置、リース、サービス、修理に直接付

DRD-#25914602-v1 7 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁		米国制裁
				随する一定の取引。ただし、旅行者の行動スケジュール
				に全スケジュールに合致する時間を超える自由時間や
				娯楽時間がない場合に限る。
			0	米国管轄権下にあり第三国にいる者は、第三国にいる間
				にキューバ原産品を含め禁止商品を購入または取得し、
				またキューバやキューバ国民から第三国での旅行や生活
				に通常付随するサービスを受けることができる。また、米
				国管轄権下にあり第三国にいる者は、個人的使用のため
				に輸入する場合に限り、キューバ原産品を含め第三国で
				購入または取得した禁止商品を手荷物として米国に輸入
				することができる。
			0	キューバ原産のソフトウェア及び携帯電話機用アプリ
				ケーションの輸入は許可される。
			0	キューバへの輸出または再輸出について従前特別な認
				可を要した物資の米国または第三国への輸入およびか
				かる物資の修理で、一定条件を満たすもの。しかし、修
				理された物資または交換物資のキューバへの輸出また
				は再輸出は、別途の認可を要する。
			0	米国管轄権下にある者は、規制により禁止された取引に
				ついての単発での契約締結や、かかる契約交渉/締結に通

DRD-#25914602-v1 8 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			常付随する取引を行うことができる。ただし、契約履行は、OFAC 及び他の関連連邦政府機関による事前認可を明示条件とする。 ・ キューバとの取引に従事した船舶がキューバ出港後 180 日以内に荷役のため米国に入港することを禁止する措置(上述参照)の例外として、非米国籍船は、米国輸出管理規則の下で EAR99 として指定されている物資または反テロリズムの理由でのみ商務省規制品リスト上で管理される物資に限って第三国からキューバへの輸出に従事した場合は、キューバ出港後 180 日以内であっても米国に入港することができる。 ・ 米国管轄権下にある者は、キューバやキューバ国民に、国民生活に直接に役立つキューバのインフラを発展、改良、維持および強化するサービスを提供することができる。ただし、かかるサービスは、米国商務省のライセンス方針に合致していなければならない。上記には、米国、キューバおよび国際社会の大気/水質/海岸の環境保護関連プロジェクトを含む。

DRD-#25914602-v1 9 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
No.	制裁対象国	EU 制裁	 ★国制裁 ◆融規制 ◆ 米国管轄権下にある者によるキューバまたはキューバ国民が(直接/間接を問わず)関係する資産の取扱い禁止。 例外(以下は全ての例外を網羅しているわけではない): ・ 米国金融機関は、認可された送金を実施するためにキューバの金融機関にコルレス口座を開設し維持することが認められる。 ・ 米国金融機関は、認可された/適用免除された取引に関連して米国で支払を受け、かかる支払をキューバへ送金する目的に限り、キューバに所在するキューバ国民の名義でのみ口座を開設し維持することができる。 ・ キューバ国外で永住資格を得ているキューバ国民および
			当該キューバ国民が経営する企業の資産凍結は既に解除されている。 ・ 米国管轄権下にある者は、(国務省が決定する)キューバ企業が生産した物資およびサービスの輸入に関する取引に従事することが認められる。 ・ 米国管轄権下にある者は、キューバ国民が出席する第三国での会議のスポンサーになる、もしくは会議に関連す

DRD-#25914602-v1 10 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			るサービスを提供することが認められる。ただし、会議
			がキューバの観光に関連しない場合に限る。
			o 米国管轄権下にある者は、米国もしくは第三国とキュー
			バおよびキューバ国内をつなぐ商業的電気通信サービ
			スを提供する取引に従事することが認められる。
			o 米国管轄権下にある次の者はキューバで物理的に活動
			したり、商取引上の登記をしたりすることができる:電
			気通信サービスおよびインターネットによるサービス
			を特別に認可された提供者:キューバへの輸出もしくは
			再輸出を認可された、もしくは適用免除された特定の商
			品の輸出者;郵便や小包の配送サービスまたは貨物輸送
			サービスを特別に認可された提供者;旅行および運送サ
			ービスを特別に認可された提供者
			o 米国管轄権下にある次の者はキューバで物理的活動を
			行うことができる:特別に認可されたニュース編集局;
			特別に認可された教育活動を組織するまたは実施する
			団体;特別に認可された活動に従事する宗教組織;特別
			に認可された非商業的活動に従事する団体;特別に認可
			された人道プロジェクトに従事する団体;特別に認可さ
			れた取引に従事する私立財団または調査もしくは教育

DRD-#25914602-v1 11 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			機関 ・ 米国管轄権下にある者は、キューバ国民の近親者やキューバで学生をしている近親者に金額の制限なく送金できる。また、キューバ国民への寄付金、宗教団体、キューバ国民の支援・民間ビジネスの発展・人道プロジェクトのための活動をしている NGO や個人に金額の制限なく送金できる。ただし、いずれの場合も、資金が資産凍結口座からのものではないことおよびその他特定の条件に従うことが必要。一定の条件下で、米国への移民を支援しているキューバ国民に対し、一度に1,000ドルまでの送金が2回可能。2015年9月21日以降、資産凍結口座からの一定の送金が許可され、これまで禁止されていた一定の送金が解禁される。最終的に、いくつかの限定的な状況における一定の送金のための特別ライセンスも発行される。 ・ 金融機関は認可された送金の授受に関するサービスを提供可能。 ・ 金融機関は第三国に所在するキューバ国民の口座を開設・維持・閉鎖することができる。ただし、当該口座はキューバ国民がキューバ国外に所在する間に使用され、

DRD-#25914602-v1 12 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			キューバから/への物資・サービスの商業輸出となる取引に使用されないことが条件となる。 金融機関は米国外で発生して終了する資金取引を処理することができる。ただし、資金授受者ともに米国管轄権下にないことが条件となる。 金融機関は第三国に所在する金融機関が提示した米ドル通貨代替物を処理することができる。ただし、かかる第三国に所在する金融機関は米国管轄権下にある者やキューバ国民であってはならない。また、当該通貨代替物は、かかる第三国に所在する金融機関がコルレス口座を維持しているキューバ籍の金融機関から受領し、かかる金融機関が、認可された、適用免除された、もしくはキューバ制裁により禁止されなかった取引に関連して受領したものでなければならない。
			渡航規制◆ 特別ライセンスであれ一般ライセンスであれ、ライセンスなしに米国管轄権下にある者のキューバ入国禁止(ただし、特別ライセンスがもはや不要となっている新たな渡航カテゴリーが多数存在する)。

DRD-#25914602-v1 13 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			● ライセンスまたは特別例外の適用なしに、キューバから/へ
			(キューバ通航を含む)の旅客を乗せた船舶の米国寄港禁
			止。ライセンス例外規定が適用されない限り、米国からキュ
			ーバへ行く船舶に乗船する全ての者は、有効なビザ、渡航認
			証、ライセンスを所持しなければならない。
			渡航規制の例外(以下は全ての例外を網羅しているわけではな
			(い):
			o 次の条件が満たされる場合、キューバへの渡航が認めら
			れる可能性あり:家族訪問、米国政府または外国政府ある
			いは政府間機関の公用、報道活動、専門調査および会合、
			教育および宗教活動、公的活動、診療、ワークショップ、
			競技会、展覧会、キューバ国民への支援;人道支援プロジ
			ェクト、私立財団の活動、調査又は教育機関、情報または
			情報物資の輸出/輸入/取引及び認可を受けた輸出取引。当
			該認可を受けた旅行者はキューバ国内での旅行に関連す
			る取引(銀行口座の開設・閉鎖を含む)を実施することが
			できる。また、米国のクレジット/デビットカードを利用
			できる。
			米国政府、外国政府、政府間機関の職員、被譲与者、契約

DRD-#25914602-v1 14 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			者が公的な立場で行うキューバ関係の全取引は、キュー
			バの公的機関との取引や米国に所在するキューバの公的
			機関の職員との取引を含め、一定の条件下で認められる。
			o 米国管轄権下にある者は、認可された旅行者に対し保険
			証券の発行が可能。
			o キューバでの教育活動に参加する渡航認可を受けた学
			生、教員、スタッフを乗せてキューバに寄港した外国船
			は、キューバ寄港後に米国に入港する船舶に対して課さ
			れる禁止措置の対象とならない。
			米国管轄権下にある者は、米国諸港での下船が禁止される
			キューバ国民に物資およびサービスを提供することができ
			る。
			米国管轄権下にある者は認可された人・荷物・貨物の米
			国・キューバ間の輸送・渡航に関するキューバから/〜/ま
			たキューバ国内での輸送サービスを提供できる。航空機
			による認可された輸送サービス提供のためのリース契
			約、共同運航、封鎖地域への侵入は、キューバ国民との当
			該契約締結を含め、原則認められる。
			一定の条件下で、輸出管理規則(15 CFR 740.15)に基づ
			くライセンス免除を受けている、または、船舶/航空機上

DRD-#25914602-v1 15 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			での通常の作業及びサービスもしくは港内の船舶や地上の航空機へのサービスを提供するために必要とされる米国管轄権下にある者による移動関連取引を含め、米国・キューバ間の移動のために米商務省が発行したその他の認可を受けている、航空機及び船舶の一時的滞在実施に直接的に付随する取引。
			最新動向 2017年6月16日、トランプ大統領は、キューバ制裁プログラムを変更し、制裁強化を発表した。詳細については、OFACより新規制が公表され次第(近日中に予定されている)、入手可能となる。
2.	コンゴ 民主共和国	貿易規制● コンゴ民主共和国で活動する全ての非政府組織および個人への武器ならびに関係物資の禁輸。● 武器禁輸措置の効果を損ねかねない支援提供の禁止。	貿易規制● コンゴ民主共和国向けもしくはコンゴ民主共和国からの 防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンス や認可を認めない米国による武器禁輸措置。

DRD-#25914602-v1 16 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
No.	制裁対象国	 □ コンゴ民主共和国領域内で活動するあらゆる非政府組織や個人への(直接/間接を問わず)以下のサービスの提供禁止(認可された場合を除く): □ 軍事活動に関係する技術援助。 □ 武器、関係物資、関連する技術援助、その他サービスの販売、提供、輸送、輸出を含む軍事活動に関係する融資および金融支援。 □ 特定個人に関する資産凍結。 □ 特定個人への資金および経済資源の提供禁止。(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets)) 渡航規制 ● 特定個人の EU への入域禁止。 	#国制裁 例外: 国務省国防貿易管理局からケースバイケースでライセンスまたは認可が出る可能性あり。 金融規制 ● SDN リストに掲載された特定団体または個人の取引に関する資産凍結。資産凍結対象者が関係する全ての資産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人が所有/管理している場合は凍結。 。 SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。 本規制で禁止されている活動や取引であっても、OFAC による許可が出る可能性あり。
		<mark>最新動向</mark> 2016 年 7 月 19 日以降進展なし。	

DRD-#25914602-v1 17 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
3.	エジプト	金融規制 公金横領の疑いがあるムバラク政権(関係団体/個人を	概要 ● エジプトに対する米国の規制措置なし。
		含む)関係者 19 人の資産および経済資源の凍結。 (Link to UK government consolidated list of financial sanctions	その他制裁
		targets (includes EU targets))	● エジプト国内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国 テロ組織に対する規制措置あり。
		<mark>最新動向</mark> 2013年6月10日以降進展なし。	
4.	イラン	容認される活動	概要 一 米国国民
		以前は制裁対象だったものの、JCPOA の条件に従って現在	● 米国国民(所在地を問わず米国企業、米国国民及び永住外
		容認されるようになった活動は以下のとおり1。	国人、米国領内にいる全ての者を含む)は、ごく限られた
			例外を除き、所在地を問わずイランもしくはイラン政府と
		金融・銀行・保険	の実質的にあらゆるビジネスもしくは関係する取引を行う
		イランとの資金移動規制(通知及び認可規制を含む)が解	ことを禁止されている。2016年1月16日
		除されている。その結果、以下の活動が認められる。	(Implementation Day)の JCPOA に基づく一定の制裁解除
		● EU 金融機関を含む EU の個人・企業・団体とイラン金	後も当該制裁措置のほとんどが継続している。
		融機関を含むイランの個人・企業・団体間の資金移動。	

¹ 制裁が課されていた期間中も容認されていて Implementation Day 以降も引き続き容認されている活動は含まれない。また、引き続き課されているイラン制裁については後述を参照のこと。

DRD-#25914602-v1 18 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		● EU 加盟国内でのイランの非制裁対象銀行の支店・子会	概要 - 非米国国民/域外2
		社・駐在員事務所の開設。	● 非米国国民はいくつかの限定的な「 二次的制裁 」の適用を
		● イラン金融機関およびイラン中央銀行を含むイランの個	受ける。以下詳述のとおり、二次的制裁の一部は
		人・企業・団体に向けた SWIFT を含む特定金融メッセ	Implementation Day をもって解除された。
		ージサービスの提供。	● 米国国民に米国制裁違反を起こさせるような非米国国民の
		● 共同企業の設立およびイラン金融機関での口座開設。	行為の一般的禁止(例として、イランや SDN リスト掲載者
		● 輸出信用・保証・保険・その他金融支援の提供。	へのドル支払の際にイラン関係の支払であることを隠蔽す
			ることで米国の決済銀行による制裁違反を引き起こす)。
		原油・ガス・石油化学分野	
		● イランからの原油・石油製品・ガス・石油化学製品の輸	制裁対象団体
		入・購入・交換・輸送。	● Implementation Day をもって、米国政府は OFAC の SDN
		● 上記分野におけるイラン人へのトレーニングを含む技術	リスト、外国制裁回避者リスト、非 SDN イラン制裁法リス
		支援の提供、イラン国内外で用いられる設備や技術の	トから特定団体を除外した。結果として、以下に詳述する
		(EU 人による)輸出。	禁止活動が含まれなければ、非米国国民は当該除外された

² 米国によるイラン制裁ではある取引が制裁違反になるかどうかを判断する要素として「Significant」という条件がしばしば用いられている。イラン金融制裁規則(Iranian Financial Sanctions Regulations, IFSR)は「Significant transaction」の定義を規定しており、取引が「Significant transaction」に該当するかどうかを決定する際に考慮すべき要素をリストしている。当該リスト(全てを網羅しているわけではない)には、(a) 取引の規模、回数、頻度、(b) 取引のタイプ、複雑さ、商業目的、(c) 行為の認識の程度及び取引が行為のパターンの一部かどうか、(d) SDN リスト掲載者との取引の関連性、(e) 取引が法規制の目的に及ぼす影響、(f) 取引に詐欺的行為が含まれるかどうか、が挙げられている。IFSR の対象外となる取引が「Significant transactions」に該当するかどうかを検討する際に OFAC が IFRS の例示を用いる可能性があるが、必ずしもそうするかどうかは定かではない。取引が「Significant」か否かの判断は最終的には OFAC の裁量となる。従って、「Significant」の判断については注意が必要である。

DRD-#25914602-v1 19 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		● イラン国内外での石油・ガス・石油化学分野に従事する	個人・団体(イラン中央銀行及びその他のイラン金融機関
		イラン人との共同事業の設立、同分野への参加拡大、当	を含む)との取引に従事することについて二次的制裁を課
		該イラン人への資金提供によるイランの石油・ガス・石	されることはない。
		油化学分野への投資。	● 米国国民・企業は原則として、OFAC による免除・認可が
			ない限り、イランおよびイラン政府との取引に従事するこ
		海運・造船・輸送分野	とを引き続き禁止される。
		● イランまたは造船分野に従事するイラン人に、造船・修	● Implementation Day 以降もイラン政府またはイラン金融機
		繕・メンテナンスのための海軍用設備および技術の販	関の定義に該当する個人・企業の資産凍結は継続される。
		売・提供・輸送・輸出。	OFAC による免除・認可がない限り、米国国民は原則とし
		● イランまたはイラン人向けの貨物船や原油タンカーの設	てこれらの個人・企業との取引に従事することを引き続き
		計・建造又は設計・建造への参加。	禁止される。
		● 石油および石油化学製品の輸送または貯蔵を目的とした	● 二次的制裁の解除は SDNs を含む取引には適用されない。
		船舶をイランの個人・企業・団体へ提供すること。	
		● イラン原油タンカーや貨物船への船籍および船級サービ	容認される活動
		スの提供。	以前は制裁対象となっていたが Implementation Day をもって
		● イラン発もしくはイランの輸送業者が運航する旅客機お	容認されるようになった活動は以下のとおり3。なお、以下は
		よび貨物機による EU 加盟国空港へのアクセス。	概要であり、全ての活動を網羅しているわけではない。
		● 以前は禁止されていたイラン発着の貨物に対する EU 加	

³ 制裁が課されていた期間中も容認されていて Implementation Day 以降も引き続き容認されている活動は含まれない。また、引き続き課されているイラン制裁 については後述を参照のこと。

DRD-#25914602-v1 20 2017 年 9 月 13 日更新

_



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		盟国による検査・差押え・処分の廃止(ただし、引き続	米国国民(および非米国国民)に対する貿易に関する措置
		き制裁対象となっている貨物が含まれている可能性があ	Implementation Day に伴い、米国政府は以下の対応を取った。
		ると判断されるものについては、EU 加盟国はイラン発	● 専ら民間の商業旅客航空での使用を目的とした、イランへ
		着の貨物を検査する責任を有する)。	の商業旅客機・関連部品・サービスの輸出・再輸出・販
		● 禁止対象貨物を積載していないイランの貨物機に対する	売・リース・輸送に関するケースバイケースでのライセン
		燃料や技術・メンテナンスサービスの提供。	ス付与による容認。
			● JCPOA に準拠した活動に従事する米国国民が所有・支配す
		金・その他貴金属・紙幣・貨幣	る非米国企業へのライセンス付与。
		イラン政府・政府機関・企業・エージェント・イラン中央	● ピスタチオ・キャビアを含むイラン原産の食品およびカー
		銀行との間での以下の活動が容認される。	ペットの米国への輸入に対するライセンス付与。
		● 金・ダイアモンドを含む貴金属の販売・提供・購入・輸	
		出・移動・輸送。	<u>二次的制裁(非米国国民に適用)</u>
		● 関連の仲介・金融・セキュリティーサービスの提供。	1) 核関連の二次的制裁
		● イラン中央銀行の新札および新硬貨の輸送。	(a) 金融関係制裁
			非米国国民による以下の活動は制裁対象ではなくなった。
		認可取得を条件に容認される活動	● イラン中央銀行、National Iranian Oil Company(NIOC)、
		核関連物資の輸送および核関連活動	Naftiran Intertrade Company (NICO) 、National Iranian
		● Nuclear Suppliers Group (NSG) Trigger リスト・NSG	Tanker Company(NITC)を含む特定の個人・企業、その他
		Dual-Use リスト・Council Regulation (EU) 267/2012 を	OFAC によりイラン政府関係に特定されている個人・企
		修正する Commission Implementing Regulation (EU)	業、SDN リストから除外された特定の個人との金融取引。

DRD-#25914602-v1 21 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		2016/1375 の Annex I に記載された核関連物資および技	● イランリアルを用いた取引、イランリアル建てのイラン国
		術に関する輸送および活動。EU 加盟国当局は当該物資	外でのファンドまたは口座の保持。
		や活動に対するライセンスを付与する前に Procurement	● イラン政府への米ドル紙幣の提供。
		Channel を通じて国連安保理に承認申請しなければなら	● イラン国債の購入・出資・発行支援。
		ない。また、承認は発電等の核関連技術の平和的利用に	● イラン中央銀行および一部のイラン金融機関への金融メッ
		限られる。	セージサービスの提供。
		● Council Regulation (EU) 267/2012 の Annex II に記載さ	● 関連サービスの提供(制裁解除に伴い実行する活動に付随
		れた核関連物資および技術に関する輸送および活動。	して必要な技術支援・保険・再保険・ブローカーサービ
			ス・輸送・金融サービスを含む全サービスと考えられる)。
		<u>金属</u>	
		● 黒鉛および未・半製品金属のイランの個人・企業・団体	(b) 保険関係の制裁
		へまたはイランでの使用のための販売・提供・輸送・輸	● JCPOA に準拠する活動に関連する保険・再保険の引受業務
		出。(Regulation (EU) No 267/2012 を修正する Council	の提供(イランの海運・造船・エネルギー分野における活
		Regulation (EU) 2015/1861 の Annex VIIB 参照。)	動に関係するもの、NIOC・NITC に対するもの、原油・天
			然ガス・液化天然ガス・石油製品・石油化学製品のイラン
		http://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2015/1861/oj	から/への輸送に対するものを含む)を行う非米国国民に適
			用される二次的制裁の解除。
		<u>ソフトウェア</u>	
		● 核および軍事産業で用いられる Enterprise Resource	(c) イランのエネルギーおよび石油化学分野に関する制裁
		Planning ソフトウェアおよびそのアップデートをイラン	非米国国民による次の活動に対する制裁は解除された。

DRD-#25914602-v1 22 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		の個人・企業・団体へまたはイランでの使用のために販	● イランの石油・ガス・石油化学分野の支援、共同事業への
		売・提供・輸送・輸出すること。ただし、JCPOA に準	参画を含む投資・物資の供給・サービス・情報・技術・技
		拠する活動に関係するものに限る。	術的専門知識に関するもの。
			● イランからの石油・石油化学製品・天然ガスの購入・取
		上記活動に関する技術支援・ブローカーサービス・金融支	得・販売・輸送・マーケティング。
		援の提供。	● イランへの石油精製品および石油化学製品の輸出・販売・
			提供。
		Annex II に記載された技術を含む商業活動や NSG Dual-	● NIOC・NICO・NITC を含むイランエネルギー分野との取引。
		Use リストの核関連物資の製造や使用・ウラン採掘へのイ	● 上記活動に付随する関連サービスの提供。
		ラン人の参加を助長するイラン人との協定。	また、米国はイラン原油販売量削減努力も中止した。
		継続している制裁	(d) イランの海運・造船・港湾分野に関する制裁
		● 武器禁輸およびミサイル技術に関する制裁・制限、なら	非米国国民による次の活動に対する制裁は解除された。
		びに特定の個人に対する制裁措置は Transition Day	● IRISL・South Shipping Line・NITC および Bandar Abbas の
		(2023 年 10 月 18 日)まで継続。	港湾オペレーターを含むイランの海運・造船分野ならびに
		● イランにおける人権侵害やテロ支援等の理由により EU	港湾オペレーターとの取引。
		によって課されている制裁。特に、国内弾圧に用いられ	● 上記活動に付随する関連サービスの提供。
		る機器、インターネットや電話通信の監視・妨害に用い	
		られる技術、関連サービスに対して Council Decision	(e) 金およびその他貴金属に関する制裁
		2011/235/CFSP 及び Council Regulation (EU) 359/2011	Implementation Day をもって、イランの金およびその他貴金

DRD-#25914602-v1 23 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		に基づき課されている禁止措置の継続。	属に関する取引および当該取引に関連するサービスの提供に
		● 各種 EU 制裁措置に基づくイランの各種個人・企業に対	おける非米国国民に対する二次的制裁は解除された。非米国
		する資産凍結措置の継続。	国民は保証・保険・輸送を含むサービス提供や融資実行を含
			めイランから/への金およびその他貴金属の販売・提供・輸
		渡航規制	出・輸送を直接・間接を問わず実行可能。
		● イランにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を	
		有する者、同体制を支持し利益を得ている者、それら	(f) ソフトウェアおよび金属に関する制裁
		の者との関係者の EU への入域禁止。	JCPOA に準拠する活動に関する黒鉛・アルミニウムや鋼材の
			ような未/半製品金属・石炭・産業プロセス集積のためのソフ
			トウェアのイランとの取引および付随サービスの提供を含む
			非米国国民に適用される二次的制裁は解除された。
			 (g) 自動車分野に関する制裁
			Implementation Day をもって、イランの自動車分野に関連し
			て用いられる物資やサービスの販売・提供・輸送ならびに付
			随サービスの提供に対する非米国国民に適用される二次的制
			裁は解除された。
			継続中の制裁
			米国政府は JCPOA の範疇に含まれない制裁を継続する権限

DRD-#25914602-v1 24 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			を有しており、イランのテロ支援に使用されるもの、イランの人権侵害に関与した人物、イランの弾道ミサイルプログラムに関与した人物、イラン人向け物資(農産物・食品・医薬品・医療機器を含む)の流用、当該物資の販売・再販からの収益横領に関係する制裁は継続している。 Implementation Day 以降も継続している制裁は以下のとおり(全てを網羅しているわけではない)。
			 貿易規制 イランに対する米国の一次的制裁は継続。米国国民については、直接、間接を問わずイランもしくはイラン政府との取引を原則禁止。また、非米国国民についてはイランとの取引に関する米国制裁違反を助長するような行為を意図的に行ったり、米国からイランへ物資やサービスを輸出したりすることを禁止。
			輸出制限○ 米国によるイランへの物資・技術・サービスの輸出・再輸出に関する制限は継続している。適用除外や認可取得がな

DRD-#25914602-v1 25 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			い限り、米国国民による輸出・再輸出、米国からイランへの輸出・再輸出やイラン政府への輸出・再輸出、再輸出が、特にイランまたはイラン政府向けであることを知りながら、米国の規制対象物が10%以上含まれている物資を非米国国民が行うものである場合には、原則としてライセンスが必要になる。
			 二次的制裁一概要 ● SDN リスト掲載者が含まれる取引に対する二次的制裁は継続中。また、ガイダンスは以下の者との大量の取引につき二次的制裁適用を規定:SDN リストに掲載されているイラン人;イスラム革命防衛軍(およびその関連団体);イランの大量破壊兵器拡散との関連を理由に指定された者;特定の物資(たとえば、黒鉛、未/半製品金属)の取引に関連する一定の活動
			 二次的制裁一貿易 二次的制裁は、概して、引き続き次の事項を禁止している。 特定の核・軍事・軍事転用可能な物資・サービス・技術をイランに提供することおよびイランから取得すること。 イランの大量破壊兵器の拡散や国際テロ支援に寄与する可

DRD-#25914602-v1 26 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			能性のある物資のイランから/への輸送に関する特定の輸送
			サービスを提供すること。
			● イランへの技術移転、およびイランの大量破壊兵器の拡散
			またはその輸送手段に寄与する活動をすること。
			● 大量破壊兵器の拡散に関与したことからその資産が凍結さ
			れている者(あるいはその者の代理人や管理下にある者)
			を支援すること。
			● JCPOA に述べられた制裁が解除されていない黒鉛・未/半製
			品金属・石炭・産業プロセス集積のためのソフトウェアを
			イランから/へ提供すること。
			● ある特定の状況の下でウランの採掘・製造・輸送に関する
			共同企業に関与すること。
			● 深刻な人権侵害に関与するイラン政府高官(またはその代理で
			活動する者)のために、人権侵害に援用される可能性のある物
			資・技術・サービスをイランへ輸送または輸送援助すること。
			● イランに関する弾圧を支援する物資・サービスの実質的な
			提供、支援、スポンサー、援助。
			● イラン人向け物資(農産物・食品・医薬品・医療機器を含
			む)の流用・汚職への関与。
			● イラン政府による深刻な人権侵害を支援したり可能にした

DRD-#25914602-v1 27 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			りするために用いられる可能性のあるコンピューター・ネットワークの破壊、モニタリング、トラッキングを促進するのに用いられる物資・サービス・技術を直接・間接を問わずイランに提供すること。 イラン関連の大統領令等の違反や違反の企て、対イラン米国制裁の対象者との詐欺行為等を誘発する行為、かかる行為に関与する者の代理または管理下で行動すること。 資産が凍結されているイラン革命防衛軍およびその関係者と大量の取引に従事すること、金融・物資・技術支援を実質的に援助、スポンサー、提供すること。 イランに関する国連安保理決議に基づく金融制裁の対象となっている者と大量の取引を行うこと。 米国制裁が課されているイラン関係活動(JCPOA に準拠する活動のため制裁解除となったものを除く)、イランの大量破壊兵器の拡散または関連する輸送システムに関する制裁の対象者、イランによる国際テロ支援、SDN リストに掲載されている全てのイラン人への(再)保険提供。
			二次的制裁は、概して、引き続き金融機関の次の活動を禁止

DRD-#25914602-v1 28 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			 ● SDN リストに掲載されたイラン人またはイラン金融機関の代理として、もしくはこれらと大量の金融取引を行うこと、またはこれを促進すること。 ● 黒鉛・未/半製品金属・石炭・産業プロセス集積のためのソフトウェア等の制裁解除対象にならないもののイランから/への提供に関する大量の金融取引を行うこと、またはこれを促進すること。 ● (i) イラン政府による大量破壊兵器または関連輸送システムの取得・開発または外国テロ組織への支援を促進すること、(ii) イランに関する国連安保理決議に基づく金融制裁の対象となっている者(またはこれらの者の代理/指示または管理により活動する者)の活動を促進すること、(iii) イラン中央銀行が(i)または(ii)を行うことを促進すること、(iv)(i)または(ii)を行うためにマネーロンダリングに従事すること、(v)(i)から(iv)のいずれかの行為に従事する金融機関への支援・関与を行うこと、または当該金融機関の管理を受けること。イランの大量破壊兵器拡散または関連輸送システムもしくはイランの国際テロ支援に関連してその資産が凍結されているイラン革命防衛軍またはその関係者等に対して大量の

DRD-#25914602-v1 29 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			金融サービスを提供すること、または大量の金融取引を行
			うこと。
			テロ関係の制裁
			イランは現在もテロ支援国家とされている。多数の様々な制
			裁規則や規制がこれに連動しており、対外援助の禁止、防衛
			設備の輸出・販売禁止、特定の精密技術・武器転用可能な物
			資・各種金融およびその他の制限が課されている。
			非米国子会社
			米国企業の海外子会社は、一定の制限はあるがイラン関係取
			引に従事することができる。米国国民は当該取引に関与する
			ことはできないが、海外子会社がイラン関係取引を行うのに
			必要な範囲内で経営方針の変更や設立に関わることはでき
			る。また、米国国民は、コンピューター、会計、電子メール
			や電気通信システムのような、自動化され世界的に統合され
			た商取引支援システム(第三者である米国国民から契約に基
			づいて提供されるシステムを含む)を海外子会社が利用可能
			にするための活動に従事することができる。「利用可能にする
			ための活動」には、当初設立、及び所定または緊急のメンテ

DRD-#25914602-v1 30 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			ナンスの両方を含む。ただし、「自動化」とは「受動的かつ人間の介入なく稼働すること」と定義されている。そのため、システムは一般に米国国民/米国に所在する人物の介入なく稼働可能であることが必要となる。 最新動向 • 2017 年 8 月 2 日、トランプ大統領は「米国の敵対者への対抗制裁法(Countering America's Adversaries Through Sanctions Act)」(CAATSA)に署名し、同法が成立した。CAATSAにより、大統領は、イランの弾道ミサイルプログラム、または大量破壊兵器を開発、展開もしくは維持するその他のプログラムに寄与する活動を行う個人に対して制裁を課すことができる。
5.	イラク	 貿易規制 ● イラクへの武器および関係物資の禁輸。 (例外:イラク政府またはイラクに対する制裁措置により設立された多国籍軍の要請による武器および関係物資) ● イラク国立博物館、国立図書館、およびその他イラク 	 貿易規制 ● イラク向けもしくはイラクからの防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。 例外: ○ 国防貿易管理局より、以下についてはケースバイケ

DRD-#25914602-v1 31 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		全土から不法に持ち運ばれた考古学上、歴史上、文化	ースでライセンスや認可が発行される可能性あり。
		上、科学上、宗教上重要なイラクの文化財およびその	(1) 非致死的軍事装備
		他の取引の禁止。	(2) イラク政府もしくは多国籍軍の要請による致死的軍事装備
			● 1990年8月6日以降、イラク国立博物館、国立図書館、
		金融規制	およびその他イラク全土から不法に持ち出された、ある
		● 2003 年 5 月 22 日時点でイラク国外に所在した前イラ	いは不法に持ち出された合理的な疑いがある考古学上、
		ク政府、政府機関、企業、エージェンシーの金融資産	歴史上、文化上、科学上、宗教上重要なイラクの文化財
		ならびに経済資源の凍結。サダム・フセインもしくは	あるいはその他の所有権の移転や取引の禁止。
		前イラク政府の高官およびその近親者(彼らもしくは	
		彼らの指示や代理で活動していた者により直接または	金融規制
		間接に所有/支配された団体を含む)により取得ある	● SDN リストに掲載された特定の団体または個人の取引に
		いはイラクから持ち出された金融資産および経済資源	関する資産凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資
		の凍結。	産は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国人
		(Link to UK government consolidated list of financial sanctions	が所有/管理している場合、凍結される。
		targets (includes EU targets))	。 SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所
			有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体
		<u>最新動向</u>	がリストに掲載されていなくても凍結。
		2013年6月10日以降進展なし。	o 本規制で禁止されている活動や取引であっても、
			OFAC による許可が出る可能性あり。

DRD-#25914602-v1 32 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
6.	アイボリーコースト	アイボリーコーストに対する EU 制裁なし。EU はアイボリーコーストに対する国連制裁措置をもとに施行されていた	アイボリーコーストに対する米国制裁なし。米国大統領は、国 連安保理の多国籍制裁措置解除を受けて、アイボリーコースト
		全ての EU 規則を 2016 年 6 月 6 日に撤廃した。	に対する全ての制裁措置を解除する大統領令に署名した (2016年9月14日から有効)。
		<u>最新動向</u>	
		2016年6月6日以降進展なし。	
7.	レバノン	貿易規制	貿易規制
		レバノン国内での使用を目的とした、またはレバノン	レバノン向けもしくはレバノンからの防衛物資および防
		に所在する自然人、法人、団体、組織への武器および	衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否によ
		関係物資の禁輸。	る米国による武器の禁輸。
		● 武器禁輸の効果を徐々に弱める可能性のある技術支援	例外:国連レバノン暫定駐留軍(UNIFIL)のために、もし
		および金融支援の提供禁止。	くはレバノン政府による認可のとおり、米国国務省国防貿
			易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が発
		金融規制	行される可能性あり。
		注意: 資産凍結に関する規定があるが、現在レバノンに関	
		する資産凍結対象者は設定されていない。	金融規制
			● SDN リストに掲載された特定の団体または個人の取引に
		渡航規制	関する資産凍結。資産凍結対象者が関係するあらゆる資産
		注意: 渡航禁止に関する規定があるが、現在レバノンに関	は、米国に所在するか、または所在地を問わず米国国民が

DRD-#25914602-v1 33 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		する渡航禁止対象者は設定されていない。 最新動向 2013年6月10日以降進展なし。	所有/管理している場合は凍結される。
8.	リベリア	リベリアに対する EU 制裁はもはやない。EU はリベリアに対する国連制裁措置に基づき施行されていた EU 規則を2016年6月20日に撤廃した。	
9.	リビア	貿易規制国内弾圧に用いられる可能性のある武器および関連物資のリビアへの禁輸。● EU Common Military List に記載の物資および技術の禁輸。● 武器、物資、技術の禁輸の効果を徐々に弱める可能性のある技術支援および金融支援の提供禁止。	 貿易規制 ● リビア向けもしくはリビアからの防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による(リビアに対する国連の武器禁輸措置を実施する)米国による武器の禁輸。ただし、ある特定の状況の下で、ケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。 金融規制
			金融規制 ● リビア政府、そのエージェンシー、媒介機関、支配団体、リ

DRD-#25914602-v1 34 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁		************************************
		輸送関係規制 ● リビアに対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸出が禁止されている物資が貨物に含まれていると信じる合理的な理由がある場合、リビアから/への全ての貨物の検査、差押え、処分。 金融規制 ● 特定の個人、団体、組織の資産および経済資源の凍結。 ● リビア国民に対する深刻な人権侵害実施の指示、統制、指揮に関与もしくは加担した特定の個人、団体、組織への資金および経済資源の提供禁止。 (Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets)) 渡航規制 ● リビア国民に対する深刻な人権侵害実施の指示、統制、指揮に関与もしくは加担した人物を含む特定人物のEUへの入域禁止。	•	ビア中央銀行の資産の凍結。しかし、上記の資産凍結は、2011年9月19日時点で凍結された Libyan Investment Authority および同機関が所有/支配する団体の資金、現金、有価証券、銀行口座、投資口座及び貴金属を除き、General License 11により解除される。 SDN リストに掲載された特定の個人または団体の取引に関する資産の凍結。資産凍結対象者の資産は、米国に所在するか、あるいは所在地を問わず米国人が所有/管理している場合、凍結される。 SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。本規制で禁止されている活動や取引であっても、OFAC による許可が出る可能性あり。

DRD-#25914602-v1 35 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		その他の規制 リビアの一般市民に対する武力行使や暴力に寄与する	
		可能性のあるビジネスを防止する観点から、リビアの	
		団体もしくはリビアの管轄権下にある団体(当該団体 により所有/支配されている団体や個人、当該団体の代	
		理や指示で活動する団体や個人を含む)とビジネスを	
		行う際に、全ての EU 市民及び団体 (EU の管轄権下に	
		あるものを含む)は警戒することが求められる。	
		<u>最新動向</u>	
		2017 年 7 月 17 日、EU は、人身売買や密輸に使用される	
		可能性のあるアイテムのリビアへの輸出に対する追加規制	
		を導入した。かかるアイテムには、船舶および空気注入式	
		ボート用の船外機が含まれる。	
		EU は 2017 年 8 月 4 日、リビアの石油分野を対象とした国	
		連決議を実施するために追加制裁措置を実施した。これら	
		の追加措置には、EU 加盟国の旗を掲げる指定船舶でのリ	
		ビアからの石油(原油及び石油精製品を含む)の荷積み、	
		輸送または荷揚げの禁止が含まれる。ただし、そのような	

DRD-#25914602-v1 36 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		活動が当該加盟国の当局により承認されている場合を除く。この措置は、指定船舶に積載される石油に関する金融取引にも及ぶものである。	
10.	ミヤンマー(ビルマ)	 貿易規制 ■ 国内弾圧に用いられる可能性のある武器および関連物資のミャンマーへの禁輸。 ● 武器禁輸の効果を徐々に弱める可能性のある技術支援および金融支援の提供禁止。 ■ 国内弾圧に用いられる資材の輸出禁止。 最新動向上記規制の実施が2018年4月30日まで延長されている。 	 貿易規制 ● ミャンマー向けもしくはミャンマーからの防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。 例外:国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。 米国は OFAC のミャンマーに対する経済/金融制裁措置を解除した。米国大統領はこれらの制裁措置を解除する大統領令に署名した(2016 年 10 月 7 日から有効)。
11.	北朝鮮	貿易規制 あらゆる軍事転用可能な物資および技術ならびに北朝 鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器 プログラムに寄与する可能性がある主要部品とその他 アイテムを含む武器、関連物質、設備、物資、技術、ソ 	 貿易規制 ● 武器の禁輸 - 北朝鮮向けもしくは北朝鮮からの防衛物 資および防衛サービスの輸出および輸入のためのライセ ンスや認可を拒否する方針。 ● EAR99 として分類される食品および医薬品を除き、北朝

DRD-#25914602-v1 37 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁		米 <mark>国制裁</mark>
		フトウェアの調達の禁止および禁輸。		鮮から/への米国輸出管理規則の対象となるアイテムの輸
		● 武器禁輸の効果を徐々に弱める可能性のある技術およ		出や再輸出にはライセンスが必要。ライセンスが必要なア
		び金融支援の提供禁止。		イテムは(とりわけ贅沢品、武器および関連物資を含め)
		● 北朝鮮政府、その公的機関、団体、エージェンシー、北		様々な場合における一般的な拒否方針とともにケースバ
		朝鮮中央銀行、ならびにそれらにより所有/支配されて		イケースで見直される。
		いる団体、それらの指示や代理で活動している者や団	•	直接か間接かを問わず、米国からもしくは米国国民による
		体との金、貴金属、ダイアモンドの取引禁止。		北朝鮮への物資、サービス、技術の輸出もしくは再輸出の
		● 北朝鮮原産であるか否かによらず、金・チタン鉱・バナ		禁止。非米国国民によるかかる取引を米国国民が促進する
		ジウム鉱石および希土類鉱物の北朝鮮からの調達禁止。		ことの禁止。
		● 北朝鮮原産であるか否かによらず、石炭・鉄・鉄鉱石	•	米国国民による北朝鮮での船舶登録、北朝鮮船籍の取得、
		の北朝鮮からの調達禁止。ただし、次の場合を除く:		北朝鮮籍船の所有、リース、運航、保険引受の禁止。
		(i) 生計目的であると確定され、北朝鮮の核/弾道ミサイ	•	直接か間接かを問わず、北朝鮮から米国への物資、サービ
		ルプログラム、その他の禁止活動と無関係である取引		ス、技術の輸入禁止。
		の場合、または、(ii) 石炭に関しては、北朝鮮の核/弾道	•	「二次的」制裁:核、ミサイル技術、生物化学兵器もしく
		ミサイルプログラム、その他の禁止活動と無関係であ		は軍事活動への利用可能品に関連する特定の物資、サービ
		るとの制裁委員会加盟国からの通知を条件として、原		ス、技術を北朝鮮へ移転/から取得する人物に対して特定
		産が北朝鮮国外でありラジン(ラソン)港からの輸出		の制限措置が課される可能性がある。
		用にのみ輸送された場合。	•	「二次的」制裁:認識していながら次の事項を行う者に特
		● 新たに発行された、もしくは未発行の北朝鮮中央銀行		定の制限措置が課せられる可能性がある。
		の北朝鮮国通貨建ての紙幣および硬貨の提供禁止。		o 北朝鮮との大量破壊兵器の取引、関連サービスの取引

DRD-#25914602-v1 38 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁		*************************************
		● EU が決定する贅沢品の北朝鮮への輸出禁止。		および金融取引。
		● 航空燃料の販売または供給の禁止。ただし、次の場合	0	北朝鮮との贅沢品の取引。
		を除く:(i) モニタリングおよび配送手配を条件とし	0	北朝鮮政府による検閲もしくは人権侵害への従事/促進。
		て、人道的に不可欠であると検証された場合、または、	0	北朝鮮政府(またはそのために活動する者)を支援す
		(ii) 北朝鮮国外の民間旅客機が北朝鮮への往復フライ		るマネーロンダリング、商品や通貨の偽造、大量の現
		トに使用する場合。		金移動、麻薬の密輸への従事。
		● 2013 年 2 月 18 日以降に発行された北朝鮮公債の取	0	北朝鮮政府のための外国人や外国政府のサイバーセ
		引、発行、仲介の禁止。		キュリティの弱体化。
		● EU 内での北朝鮮の銀行の子会社の新たな支店や事務	0	大量破壊兵器、セキュリティ/諜報の最終用途、朝鮮労
		所の設置、および制裁委員会により取引が承認されな		働党や刑務所/労働収容所での使用のための、大量の貴
		い場合、現存する支店の90日以内(すなわち2016年		金属、黒鉛、未/半製品金属、アルミニウム、鋼鉄、石
		7月29日以前)の閉鎖の禁止。		炭またはソフトウェアの北朝鮮政府との大規模取引。
		● 制裁委員会により取引が事前に承認されない場合、北	0	北朝鮮との武器の取引。
		朝鮮の銀行による新たな共同事業の設立、EU 内の銀行	0	北朝鮮に関する国連安保理決議で指定された者に対
		との取引関係の構築または維持、持分権の取得の禁止。		する支援、または、かかる活動への実質的支援の提供。
		● 北朝鮮の銀行との現存する共同事業、持分権及び取引	0	北朝鮮政府高官による/のための公的資金の贈収賄/不
		関係の 90 日以内(すなわち 2016 年 7 月 29 日以前)		正流用への寄与、もしくはかかる活動からの収益の使
		の終了。		用への寄与、またはかかる活動のための実質的支援の
		● その財政サービスが北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関		提供。
		連、その他大量破壊兵器プログラムに寄与する可能性		

DRD-#25914602-v1 39 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		があるとの信頼できる情報があった場合、北朝鮮に現存する駐在員事務所、子会社または銀行口座の90日以内の閉鎖。ただし、北朝鮮における人道的援助または他の外交的任務に必要と確定された場合を除く。 ● 2017年2月、EUは、北朝鮮からの石炭輸入の制限、彫像や様々な金属の輸入禁止を含め、国連が新たに課した制裁を実施した。EUはまた、北朝鮮への新たなへリコプターや船舶の輸出を禁止した。	 金融規制 ● 所在地を問わず、米国人による北朝鮮への新規投資の禁止。非米国人によるかかる取引を米国人が促進することの禁止。 ● 北朝鮮政府および朝鮮労働党の資産凍結。 ● SDN リスト掲載者および次の事項を行っている/行ったと判断された者の資産凍結: ○ 北朝鮮での輸送、採掘、エネルギーおよび金融サービ
		 2017年4月、EU は北朝鮮に対する核拡散制裁を拡大した。これらの措置は、通常兵器、冶金および航空宇宙分野への投資に関する現行の禁止、ならびにコンピューターサービスおよび採掘や製造に関連するサービスの提供の禁止を拡大するものである。 EU は、Regulation 2017/1509 において北朝鮮に対する全ての制裁措置を強化した。 	o 北朝鮮の核もしくは弾道ミサイルプログラムを含め、北 朝鮮政府もしくは朝鮮労働党がその収入や商品によって
		金融規制 ◆ 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊 兵器関連プログラムに寄与する可能性のある支援・提 供に従事している特定の個人、団体、組織の資産凍結。	・ 北朝鮮政府もしくは朝鮮労働党への収入を発生させることを含め北朝鮮からの労働者の輸出に関与した。・ 北朝鮮政府もしくは労働党のために北朝鮮国外の標的に対してサイバーセキュリティを弱体化させる重

DRD-#25914602-v1 40 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁			************************************
		● 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊			要な活動に従事した。
		兵器関連プログラムと係わりがあると加盟国が確定し		0	北朝鮮から/へ武器もしくは関連資材を輸入/輸出し
		た北朝鮮の政府団体、朝鮮労働党またはそれらの代理			た、または、関連する援助・金融取引に従事した。
		や指示で活動する者の資産凍結。ただし、その資産が		0	北朝鮮から/〜贅沢品を輸入/輸出した。
		国連の任務、他の外交的任務または人道的・非核化目		0	北朝鮮政府(またはその高官)を支援するマネーロン
		的を実施するために必要とされ、制裁委員会が事前に			ダリング、商品や通貨の偽造、大量の現金移動、麻薬
		そのように確定した場合を除く。			の密輸、その他の違法な経済活動に従事した。
		(Link to UK government consolidated list of financial sanctions		0	北朝鮮政府および朝鮮労働党のエージェント、管理団
		targets (includes EU targets))			体もしくは高官である。
		● 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊		0	上記の者に実質的支援を提供した、または、かかる者
		兵器関連プログラムに寄与する可能性のある北朝鮮と			に所有/管理されている、もしくは、その代理として活
		の取引のための公的金融支援の提供禁止。			動している。
		● 北朝鮮への補助金、金融支援、無利子融資の新規実施	•	資	産凍結対象者が関連する全ての資産は、米国に所在する
		の禁止。		か、	、所在地を問わず米国国民の所有/管理下にある場合に
		● 金融機関による北朝鮮での駐在員事務所、子会社、支		は	凍結。
		店または銀行口座開設の禁止。		0	SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所
		● 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊			有する団体の資産及び資産の所有権についても、当該
		兵器関連プログラムに寄与するとみなされる団体の駐			団体がリストに掲載されていなくても凍結。
		在員事務所の閉鎖。		0	本規制で禁止されている活動や取引であっても、
		● 直接か間接かを問わず、北朝鮮の核関連、弾道ミサイ			OFAC による許可が出る可能性あり。

DRD-#25914602-v1 41 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		ル関連、その他大量破壊兵器関連プログラムに寄与す	
		るとみなされる団体との共同事業への参画または商取	輸送規制
		引手配の禁止。	• 2017 年 8 月 2 日、トランプ大統領は「米国の敵対者へ
			の対抗制裁法 (Countering America's Adversaries
		輸送関係規制	Through Sanctions Act)」(以下、「CAATSA」)に署名
		● 北朝鮮に対する EU 制裁の下で提供、販売、輸送、輸	し、同法が成立した。CAATSA は北朝鮮の政府または
		出が禁止されている物資が含まれると合理的に判断さ	個人によりもしくはその代わりに所有・管理される、ま
		れる場合、特に北朝鮮から/へ輸送される全貨物につい	たは 2016 年対北朝鮮制裁強化政策法(North Koreas
		て事前の情報提供の要求ならびに検査、差押え、処分。	Sanctions and Policy Enhancement Act of 2016)に基
		● 北朝鮮が所有・運航・配乗する船舶や北朝鮮籍船の EU	づき提出された報告書で特定された者が運営する海港
		諸港への入港禁止。	が所在する外国によりもしくはその代わりに所有・管
		● (i) 北朝鮮に対する EU 制裁の下で禁止されている設備	理される、または米国大統領により国連安保理決議を
		を有する可能性がある、および/または、(ii) 核関連、弾	遵守していないと特定された国によりもしくはその代
		道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連プログラム	わりに所有・管理される、特定の外国籍船が米国海域に
		に関する北朝鮮の政策に責任があると国連制裁委員会	進入しまたは航行することを禁止する。
		がみなす者が所有・支配する、と合理的に判断される	
		船舶について、EU 諸港への入港規制。	二次的制裁
		● 北朝鮮に対する EU 制裁の下で禁止されている物資を	• 2017 年 8 月 2 日、トランプ大統領は CAATSA に署名
		含むと合理的に判断される船舶について、EU 市民によ	し、同法が成立した。CAATSA により、米国大統領は、
		る、もしくは EU 内からの北朝鮮籍船への補油、船舶	北朝鮮から各種金属を大量に入手する、北朝鮮に対し

DRD-#25914602-v1 42 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		提供サービス、その他船舶サービスの提供禁止。	て大量のロケット、航空機もしくはジェット燃料を提
		● 核関連、弾道ミサイル関連、その他大量破壊兵器関連	供する、国連もしくは米国の制裁を受けているまたは
		プログラムに関する北朝鮮の政策に対して国連制裁委	指定された人物が所有・管理する北朝鮮籍船に物資や
		員会により責任ありとされた人物を含む特定の人物お	サービスを提供する、またはそれに対応する口座を北
		よびその家族、制裁の回避を援助したと確定された人	朝鮮の銀行に保有する個人に対して制裁を課すことが
		物や団体、彼らの指示や代理で活動する人物ならびに	求められる。
		彼らが所有/支配する団体に対する、船舶・航空機のリ	
		ース/傭船禁止または乗組員サービスの提供禁止。かか	<u>最新動向</u>
		る制限は、専ら生計目的である場合には適用されない。	2017 年 9 月 21 日、トランプ大統領は北朝鮮に対して新た
		● 事前通知があり専ら生計目的である場合を除き、北朝	な制裁を課した。この制裁には、北朝鮮に寄港もしくは着
		鮮での船舶の登録、北朝鮮籍船の所有・リース・運航・	陸した、又は過去 180 日間に北朝鮮に寄港した船舶との船
		保険引受および北朝鮮籍船へのその他サービスの提供	舶間積み替えに関わった船舶および航空機に関して、米国
		の禁止;北朝鮮政府が所有・運航・配乗する船舶の登	内への入国を 180 日間禁止することが含まれる。大統領は
		録抹消の要求。	また、追加金融制裁を導入し、これには、(i) 北朝鮮の特定
			人物が関与する重要な取引または北朝鮮との一般的な取
		渡航規制	引を実行するまたは促進する海外の金融機関に対する規
		● 国連業務の実施を目的とする場合を除き、外交官、政	制、(ii) 北朝鮮からのまたは北朝鮮に対する資金流入を阻
		府代表者または政府の立場で活動する他の北朝鮮国民	止するための措置、および (iii) 北朝鮮の主要産業に関与
		の追放を含め、核関連、弾道ミサイル関連、その他大	する人物への制裁が含まれる。
		量破壊兵器関連プログラムに関する北朝鮮の政策に対	

DRD-#25914602-v1 43 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		して国連制裁委員会より責任ありとされた人物および	
		その家族ならびに彼らの指示や代理で活動する者を含	
		む特定人物の EU への入域禁止。	
		● 次の者/団体の指示や代理で働いていると確定された	
		第三国人の追放:核関連、弾道ミサイル関連、その他	
		大量破壊兵器関連プログラムに関する北朝鮮の政策に	
		対し国連制裁委員会より責任ありとされた人物および	
		その家族、彼らの指示や代理で活動する人物ならびに	
		彼らが所有/支配する団体。	
		we - II. In that	
		その他規制	
		● EU の金融機関による北朝鮮に所在する銀行、その子会	
		社、支店、その他北朝鮮国外の金融機関との取引の監視強化。	
		北朝鮮の核活動および関連活動に寄与する可能性のある。	
		る分野における北朝鮮国民の特別教育やトレーニング	
		を防止するべく取られる全EU加盟国による警戒措置。	
		<u>最新動向</u>	
		北朝鮮に対する制限措置に関する Decision 2013/183/CFSP	

DRD-#25914602-v1 44 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		を修正する 2016 年 3 月 31 日付 EU Council Decision	
		2016/476 を反映して 2016 年 4 月 11 日アップデート。	
12.	ロシア	貿易規制	金融規制(SDN リスト)
	ウクライナ	● クリミア/セバストーポリ原産物資の EU への輸入禁	● SDN リストに掲載された個人/団体の取引に関する資産凍
		此。	結。資産凍結対象者が利害を有する全資産についても、米
		● クリミア/セバストーポリ原産物資の EU への輸入に関	国に所在するか、所在地を問わず米国国民が所有/管理す
		する融資、金融支援、保険/再保険の提供(直接/間接を	る場合には凍結。
		問わず)の禁止。	。 SDN リスト掲載者が 50%以上所有(直接/間接を問わな
		● クリミアおよびセバストーポリでの使用を目的とした	い)する団体の資産も、当該団体がリストに掲載されて
		輸送、通信、エネルギー分野に関連する主要設備およ	いなくても凍結。
		び技術の販売、提供、輸出、輸送、ならびに当該活動に	o 本制裁措置で禁止されている活動や取引であっても、
		対する技術支援、金融支援、ブローカーサービス、融	OFAC による許可が出る可能性あり。
		資の禁止。禁止対象設備および技術がかなり広範囲に	● クリミアで活動している特定の個人/企業の取引に関する
		拡大されており、冷蔵庫、林業機械、エアコン、電動	資産凍結。
		機、計算機、レジ等が含まれている。	
		● クリミアおよびセバストーポリにおける石油、ガス、鉱物	金融制裁(分野別の制裁)
		資源の採掘のための主要設備および技術の販売、提供、輸	金融
		出、輸送、および当該活動に対する技術支援、金融支援、	● 金融分野に関係する制裁対象者や制裁対象者が 50%以上
		ブローカーサービス、融資提供の禁止。	を所有する団体に対する融資の提供または 90 日満期より

DRD-#25914602-v1 45 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		● クリミアおよびセバストーポリでの輸送、通信、エネ	長期の新規債権や新規株式の取扱い禁止(2014年7月16
		ルギー分野に関連するインフラに関し、直接的に技術	日から 9 月 12 日の間に締結された取引に適用)。
		支援、ブローカーサービス、エンジニアサービス、建	● 金融分野に関係する制裁対象者や制裁対象者が 50%以上
		築サービスを提供することの禁止。	を所有する団体に対する融資の提供または 30 日満期より
		● EU からの、または EU 国民によるロシアへの武器およ	長期の新規債権や新規株式の取扱い禁止(2014年9月12
		び関連物資の禁輸。	日以降に締結された取引に適用)。CAATSA の施行後、新
		● 制裁規則に掲載されている特定の団体へ軍事活動に利	規株式の満期は 14 日に短縮。
		用可能な物資や技術を直接/間接を問わず販売、提供、	● クリミアへの新たな投資、融資、および米国国民による実
		輸送、輸出すること、および当該活動に対して技術支	施が禁止されている取引を外国人が促進することの禁止
		援、金融支援、ブローカーサービス、融資を行うこと	(2014 年 12 月 19 日以降に締結された契約に適用)。
		の禁止。	● クリミアから/への全物資、サービス、技術の輸入、輸出、
		● ある石油採掘物資および特定物資を販売、提供、輸出	販売、提供の禁止(2014 年 12 月 19 日以降に締結された
		すること、および当該活動に対し技術支援、金融支援、	契約に適用)。
		ブローカーサービス、融資を行うことの禁止。	● 上記禁止措置を逃れたり違反したりしようとする取引や
		■ ロシアでのシェールオイルプロジェクト、北極海沿岸	禁止措置に違反しようとする策略の禁止。
		の油探査・産出、深海(150m 以深)での油探査・産出	
		に必要な次のサービスを提供することの禁止:(i) 掘	制裁除外
		削、(ii) 油井探査、(iii) 油井ロギングおよびコンプリー	● 上記禁止措置に関係する金融派生商品を含む特定の取引
		ションサービス、(iv) 専用船の提供。	
		● 上記措置を回避することを目的とした/効果を持った	

DRD-#25914602-v1 46 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁		米国制裁
		活動への関与の禁止。	エオ	マルギー
			•	エネルギー分野に関係する制裁対象者や制裁対象者が
		制裁除外		50%以上を所有する団体に対する融資の提供または 90 日
		● ウクライナ当局が調査のために利用するクリミア/セ		満期より長期の新規債権の取扱い禁止。CAATSA の施行
		バストーポリ原産物資。		後、新規株式の満期は60日に短縮。
		● 2014 年 12 月 20 日までに締結された輸送、通信、エ	•	ロシアまたはロシア海域での油生産につながる可能性が
		ネルギー分野に関する主要設備および技術の取引に関		あり、エネルギー分野に関係する制裁対象者やその資産、
		する契約ならびにその付随契約を 2015 年 3 月 21 日ま		制裁対象者が 50%以上を所有する団体に関連のある深
		でに実施する場合。ただし、実施の5営業日前までに		海、北極海沿岸、シェールプロジェクトの探査、産出を支
		関係当局に事前通知を行うことが条件。		援する物資、サービス (金融サービスを除く)、技術の提
		● 2014 年 12 月 20 日までに締結された石油、ガス、鉱		供、輸出、再輸出の禁止。
		物資源の採掘に関する契約ならびにその付随契約を	•	CAATSA の施行後、上記規制は、世界中のプロジェクトお
		2015 年 3 月 21 日までに実施する場合。ただし、実施		よび制裁対象者、その資産や財産の持分、制裁対象者が
		の5営業日前までの関係当局への事前通知が条件。		(50%ではなく) 33%以上を所有する団体に関連するプロ
		● 2014 年 8 月 1 日までに締結された軍事活動に利用可		ジェクトに対して適用される。
		能な物資、技術、および特定技術に関する契約を実施	•	上記禁止措置を逃れたり違反したりしようとする取引や
		する場合、または特定の契約に関して 2014 年 9 月 12		禁止措置を違反しようとする策略の禁止。
		日以前に締結されたものを実施する場合、ならびにそ		
		れらを実施するために必要な付随契約。	関連	車制裁除外
		● 軍事活動に利用可能な物資に関する禁止規定は、航空	•	(ロシアでの油の探査・生産を支援する物資やサービスの

DRD-#25914602-v1 47 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		および宇宙産業向けの物資および技術で非軍事利用や	提供に関し)禁止されている事業、契約、その他合意を縮
		非軍事利用者向けである場合には適用されない。	小するために付随する必要な活動については、当該縮小措
			置の実施後 10 営業日以内に活動を報告することを条件に
		金融規制	2014 年 9 月 26 日の米国東部夏時間 12:01 まで容認され
		● 制裁対象者の資産および経済資源の凍結。	る。
		● クリミアおよびセバストーポリの企業の取得、所有権	
		拡大、当該企業へのローン、現金、融資提供ならびに	<u>防衛</u>
		当該活動に関する投資サービス提供の禁止(ただし、	● 防衛分野に関係する制裁対象者やその資産、制裁対象者が
		2014年12月20日以降に締結された契約が制裁対象。	50%以上を所有する団体に対する融資の提供又は 30 日満
		2014 年 12 月 20 日以前に締結された契約もしくはそ	期より長期の 新規債権 の取扱い禁止。
		の付随契約については当局への 5 日前の通知を条件に	● 上記禁止措置を逃れたり違反したりしようとする取引や
		制裁適用除外)。	禁止措置を違反しようとする策略の禁止。
		● クリミアおよびセバストーポリでの共同企業設立、ク	
		リミアおよびセバストーポリ所在の不動産の所有権拡	二次的制裁
		大、および関連する投資サービスの提供禁止(ただし、	2017 年 8 月 2 日、トランプ大統領は CAATSA に署名し、
		2014 年 12 月 20 日以降に締結された契約が制裁対象	同法が成立した。 CAATSA は、シリアへの防衛アイテムの
		となる。2014 年 12 月 20 日以前に締結された契約も	販売に関する活動または「特別なロシア原油プロジェク
		しくはその付随契約については当局への 5 日前の通知	ト」に関して大規模金融取引を行う、または SDN 掲載者
		を条件に制裁適用除外)。	との大規模取引を容易にする非米国金融機関に対する二
		● 制裁対象団体、制裁対象団体が50%以上所有する法人、	次的制裁を導入する。

DRD-#25914602-v1 48 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		制裁対象団体を代理して活動する者により 2014 年 8	
		月1日以降に発行された90日満期より長期(2014年	
		9月12日以降に発行されたものについては30日満期	
		より長期)の債権、株式、その他金融商品の購入およ	
		び販売、ならびに投資サービスおよび発行支援を行う	
		ことの禁止。	
		● 2014 年 9 月 12 日以降、制裁対象団体に 30 日満期よ	
		り長期の新規ローンまたはクレジットの提供禁止。た	
		だし、禁止されていない物資の輸入または輸出で EU	
		とそれ以外の第三国間の非金融サービスの融資である	
		ことが書類上明確である場合、または EU に所在する	
		子会社向けの緊急流動性融資の場合は除く。	
		● 制裁対象者への(直接/間接を問わず)資金および経済	
		資源の提供禁止。	
		● 上記措置を回避することを目的とした/効果を持った	
		活動への関与の禁止。	
		渡航規制	
		● ウクライナの領土の一体性、主権、独立、安定性を弱	
		体化させる/脅かす行為に責任を負うとみなされる者	

DRD-#25914602-v1 49 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		やウクライナにおける国際機関の活動を阻害する者、	
		または東ウクライナの混乱およびクリミアの不法編入	
		に責任を有するロシアの政策決定者を支援する者、お	
		よびそれに関係する者を含む制裁対象者の EU への入	
		域、通航の禁止。	
		● クリミアおよびセバストーポリにおける観光に関する	
		直接的サービスの提供禁止。特に客船が緊急の場合を	
		除きクリミア半島に位置する港に寄港することの禁止	
		(ただし、2014 年 12 月 20 日以降に締結された契約	
		が制裁対象となる。2014 年 12 月 20 日以前に締結さ	
		れた契約もしくはその付随契約については当局への 5	
		日前の通知を条件に制裁適用除外)。	
		<u>最新動向</u>	
		2017 年 9 月、EU は、2018 年 3 月 15 日までの 6 ヵ月間に	
		わたり、ウクライナの領土の保全を弱体化させると考えら	
		れる個人/団体に対して制裁を拡大した。EU はまた、特定	
		の個人/団体のリストにクリミアの港を追加し、特定のサー	
		ビスに対するクリミアの港への支払に関する修正を加える	
		ために制裁を修正し、制裁の対象となる複数の個人に関す	

DRD-#25914602-v1 50 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		る掲載情報を更新した。	
13.	南スーダン	 貿易規制 ■ 国内弾圧に用いられる可能性のある武器および関連物資の南スーダンへの禁輸。 ● 軍事活動に関係する技術支援もしくはブローカーサービスの提供禁止。 ● 軍事活動に関する融資もしくは金融支援の提供禁止。 ● 武器禁輸の効果を減殺する可能性のある技術支援および金融支援の提供禁止。 ◆ 確職規制 ● 特定の個人の資産および経済資源の凍結。 ● 特定の個人への資金および経済資源の提供禁止。 	 概要 ● スーダンに対する禁止措置で明確に規定されているものを除き、南スーダンに対する米国制裁はない。 その他規制 ● スーダンおよび南スーダン内外で活動しているテロリスト、テログループ、外国テロ組織に対する禁止措置あり。
		(Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets)) 最新動向 2014 年 7 月 11 日アップデート	

DRD-#25914602-v1 51 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
14.	スーダン	 貿易規制 ● スーダンへの武器および関連物資の禁輸。 ● 軍事活動に関係する技術支援もしくはブローカーサービスの提供禁止。 ● 軍事活動に関する融資もしくは金融支援の提供禁止。 ● 武器禁輸の効果を徐々に弱める可能性のある活動に関与することの禁止。 	注意:OFACにより発行された一般ライセンス(2017年1月17日より有効)の実施は、そのライセンスにより以下に記載されるスーダンに関連する取引の一部が可能となることを意味する。ダルフール紛争に関して米国が課した制裁は引き続き影響を受けず、SDNリスト掲載者または軍事、拡散もしくはテロに関連する取引に対する制裁も同様に影響を受けることはない。多くの米国物資の輸出および再輸出に関しては、依然
		金融規制 ● 和平プロセスの妨害、ダルフール地域における安定への脅威、国際人権規則違反やその他の残虐行為、国連による武器禁輸の違反、ダルフール地域における攻撃的軍事上空通過等に責任を有する特定の個人の資産お	としてライセンスが必要。 現在米国は、2017 年 10 月 12 日付でスーダンに対する経済制 裁を解除している。実際に解除するかどうかを検討しており、 現在の検討期間は終了する予定である。
		よび経済資源の凍結。 (Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets)) 渡航規制 ● 和平プロセスの妨害、ダルフール地域における安定への脅威、国際人権規則違反やその他の残虐行為、国連	 概要 ● 原則として米国国民(米国団体、所在地を問わず米国国民および永住外国人、米国領内に所在する全ての者を含む)は、一部例外を除き、スーダンの個人/団体とのほぼ全てのビジネスもしくは関係する取引を行うことを禁止される。一部特定の規制は以下のとおり。

DRD-#25914602-v1 52 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	*************************************
		による武器禁輸の違反、ダルフール地域における攻撃	貿易規制
		的軍事上空通過等に責任を有する者の EU への入域禁	● 防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンス
		止。	や認可の拒否による米国による武器の禁輸 (スーダンに対
			する国連武器禁輸措置の実施)。
		最新動向	例外: 国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや
		2014年7月11日以降進展なし。	認可が発行される可能性あり。
			o 当該禁止措置は南スーダンには適用されない。
			● OFAC の許可なく米国国民がスーダンの石油もしくは石
			油化学産業に関係する全ての活動・取引の禁止。
			o 南スーダンの石油もしくは石油化学産業に関係する
			全ての活動・取引(当該活動に通常付随する金融取引
			を含む) については、スーダンにおける南スーダン原
			産石油の精製を除き認可される。
			o 非米国国民による当該取引や活動を米国国民が支援
			することも禁止。
			● 私的利用のごく限られた例外を除き、OFAC および産業安
			全保障局のライセンスなしに、直接あるいは第三国経由で
			スーダンの非特定エリアを原産とする全ての物資やサー
			ビスを米国へ輸入することの禁止。
			o スーダンを原産とする原料や部品について、当該原料

DRD-#25914602-v1 53 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
NO.	門		 や部品が製品に含まれているものや、第三国で大幅に加工されたものを第三国から米国へ輸入することは禁止されない。 ○ スーダンを経由して南スーダンへ/から移送される物資またはサービスは輸入禁止の対象外。 ● 米国または米国国民からスーダンへの物資や技術、サービスの輸出・再輸出の禁止。以下の場合は、輸出ライセンスが必要となる。 ○ 化学兵器、生物兵器、ミサイル、核拡散を理由に規制されている全アイテム、国家安全保障や地域の安定を理由に規制されている軍事関係アイテム、航空機、暗号化アイテム、爆発装置探知機のような国家安全保障や反テロを理由に規制対象になっている特定のアイテムについては、スーダンの全エンドユーザーへの輸出および再輸出について基本的に拒否されるとの一般政策がある。
			国家安全保障や反テロを理由に規制されているその 他の非軍事関係物資についても最終利用者や最終利 用目的が軍事関係の場合、基本的に拒否されるとの一 般政策に従う。また最終利用者や最終利用目的が非軍

DRD-#25914602-v1 54 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			事関係の場合にはケースバイケースで判断される。 物資、技術、サービスを、スーダンを経由して南スーダンへ/から輸送/移送すること(および当該活動に通常付随する金融取引)は認可されている。 物資や技術がスーダンの非特定地域へ移送されることを輸出者が知っていた、もしくは知り得るべき状況にあった場合、米国から第三国への輸出は禁止される。特定の製品がスーダンの非特定地域での利用を意図し、スーダンの非特定地域からの注文に応じるため特別に製造され、特定製品の販売が専らスーダンの非特定地域に限定されている場合、第三国製品への取込みや組換えを目的とした物資や技術の輸出は禁止される。
			金融規制
			● 米国に所在する、もしくは米国国民の支配下にあるスーダン政府の資産凍結。世界中の所在地を問わずスーダン政府により所有/支配され、その代理で活動する個人および団体の資産を含む。また、SDNリストあるいは大統領令の付属書に掲載された特定の個人および団体の取引を含む。資産凍結対象者が関係する全資産は、米国に所在するか、ま

DRD-#25914602-v1 55 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
			たは所在地を問わず米国国民が所有/管理している場合、 凍結される。 。 SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有 する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。 。 本規制で禁止されている活動や取引であっても、 OFAC による許可が出る可能性あり。 スーダンの産業、商業、公益企業、政府各プロジェクトを支援する融資契約を含む米国国民によるあらゆる契約の実施を含むスーダンとの金融取引は禁止される(スーダンの特定地域について OFAC による免除あり)。 。 本規制で禁止されている活動や取引であっても、 OFAC による許可が出る可能性あり。
15.	シリア	 貿易規制 ■ 国内弾圧に用いられる可能性のある製品の製造および 維持に用いられる可能性のある武器、関連物資、特定 設備、物資、技術のシリアへの禁輸。 ● 武器、関連物資、特定設備、物資、技術の禁輸の効果を 徐々に弱める可能性のある技術支援および金融支援の 	概要 ● 原則として、米国国民(米国企業、所在地を問わず米国国民及び永住外国人、米国領内に所在する全ての者を含む)は、一部の例外を除き、シリアの個人/団体とのほぼ全てのビジネスもしくは関係する取引を行うことが禁止されている。一部特定の規制は以下のとおり。

DRD-#25914602-v1 56 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
No.	制裁対象国	EU 制裁 提供禁止。 注意:シリアの化学兵器廃棄についての国際合意に関係する特定設備、技術支援、金融支援、ブローカーサービス、保険について、限定的な提供を容認する一部制裁除外あり。 ● シリア政権によるインターネット、携帯もしくは固定ネットワークにおける電話通信の監視あるいは傍受に用いられる設備やソフトウェアの禁輸、および当該設備やソフトウェアのインストール、アップデート、操作の支援提供の禁止。 ● シリアからの原油および石油製品の EU による購入、輸入、輸送の禁止。 ● シリアにおける石油および天然ガス産業の以下の主要分野、あるいはシリア国外のこれらの分野に従事するシリア所有団体のための主要設備および技術の禁輸。 「精製」ので、	 貿易規制 シリア向けもしくはシリア原産の防衛物資および防衛サービスの輸出のためのライセンスや認可の拒否による米国による武器の禁輸。 例外:国防貿易管理局より、ケースバイケースでライセンスや認可が発行される可能性あり。 商務省規制品リストに分類される物資や技術は、産業安全保障局からのライセンスが必要となる。 ・ 輸出管理規則の対象となる物資のシリアへの輸出および再輸出は基本的に拒否されるとの一般政策がある。ただし、産業安全保障局はケースバイケースで禁
		● EU が決定するシリアの新紙幣、硬貨、金、貴金属、ダ	● 米国に所在する、もしくは米国国民の所有/支配下にある

DRD-#25914602-v1 57 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		イアモンド、贅沢品を、シリア政府、その公的機関、団	シリア政府(そのエージェンシー、支配団体を含む)の資
		体、エージェンシー、シリア中央銀行、これらに所有/	産凍結。資産凍結対象者が関係する全資産は、米国に所在
		支配されている個人や団体、これらの代理/指示で活動	するか、または所在地を問わず米国国民が所有/管理して
		している個人や団体へ提供あるいは取引することの禁	いる場合、凍結される。SDN リスト掲載者が直接または間
		此。	接的に 50%以上所有する団体の資産および資産の所有権
		● シリアあるいはシリアで以下の分野に従事しているシ	も、当該団体がリストに掲載されていなくても凍結。また、
		リア所有企業との共同企業の設立、共同企業への参加、	大統領令で以下の行為が禁止されている。
		資金提供の禁止。	o 所在地を問わず米国国民によるシリアへの新規投資。
		o 探査、産出、精製に関わる石油産業分野	o 米国から、または所在地を問わず米国国民によるシリ
		o 発電のための新たな発電所建設分野	アへの直接または間接的なサービスの輸出、再輸出、
		● シリアの文化財および考古学上、歴史上、文化上、科	販売、提供。
		学上、宗教上重要なその他財物の輸入、輸出、輸送、な	o シリア原産石油、石油製品の米国への輸入。
		らびにそれに関するブローカーサービスの提供禁止。	o 所在地を問わず米国国民によるシリア原産石油や石
		● シリアの個人/企業/団体への、あるいはシリアでの利用	油製品に関する取引もしくは取扱い。
		を目的としたジェット燃料および燃料添加剤の販売、	o 米国国民もしくは米国内で行うことが禁止される取
		提供、輸送、輸出の禁止(限定的な制裁除外あり)。	引に関し外国人による取引も禁止される場合、所在地
		● シリアの個人/企業/団体への、あるいはシリアでの利用	を問わず米国国民が外国人の当該取引を認可、融資、
		を目的とするジェット燃料および添加剤の販売、提供、	促進、保証すること。
		輸送、輸出に関連するブローカーサービス、融資、金	o 本規制で禁止されている活動や取引であっても、
		融支援(金融派生商品、保険、再保険を含む)の提供の	OFAC による許可が出る可能性あり。

DRD-#25914602-v1 58 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		禁止。	
		金融規制	
		● シリアにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を	
		有するリストに掲載された者、同体制を支持し利益を	
		得ている者、それらの者との関係者の資産および経済	
		資源の凍結。	
		(Link to UK government consolidated list of financial sanctions	
		targets (includes EU targets))	
		<u>注意</u> :限定的な人道支援目的のための一定の <u>資産凍結解</u>	
		除を容認する制裁除外あり。	
		● シリアとの取引のための公的および民間金融支援の提	
		供禁止。金融支援には、当該取引に関与する EU 国民	
		や企業への輸出信用、保証、保険の提供が含まれる。	
		また、シリアとの取引のための既存の公的および民間	
		金融支援について新規長期契約の禁止。	
		● シリア政府への贈与、金融支援、無利子融資の新規実	
		施の禁止。	
		● 欧州投資銀行 (EIB) に対する同行とシリアとの既存の	
		融資契約に基づくそれに関係する支払の禁止。	

DRD-#25914602-v1 59 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		2011 年 12 月 1 日以降に発行された公債の発行および 取引の禁止。	
		● EU 加盟国領域内にシリアの銀行の新たな支店、子会	
		社、代表事務所を開設すること、およびシリア中央銀	
		行を含むシリアの銀行による新たな提携関係の構築、	
		持分権の取得、新たな共同会社の設立の禁止。 ● シリア政府、公的機関、団体、エージェンシー、その代	
		理で活動する者への保険および再保険の提供禁止。	
		例外:本規制は、制裁措置下で制裁対象に指定されていな	
		いシリアの個人/団体により傭船されている船舶、航空機、	
		車両の所有者への保険および再保険には適用されない。	
		貿易関係規制	
		● シリアに対する EU 制裁下で提供、販売、輸送、輸出が禁	
		止されている物資が含まれると合理的に判断される場合、	
		シリアから/へ輸送されるあらゆる貨物について事前の情	
		報提供の要求ならびに検査、差押え、処分。	
		渡航規制	
		● シリアにおける一般市民に対する暴力的弾圧に責任を	

DRD-#25914602-v1 60 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
		有する者、同体制を支持し利益を得ている者、それらの者との関係者について、EUへの入域禁止。	
		<mark>最新動向</mark> ジェット燃料に関する追加制裁措置を規定する 2014 年 12 月 12 日付 EU 理事会規則 1323/2014 発行。	
16.	チュニジア	 金融規制 ● チュニジア公金流用に責任を有するリストに掲載された者およびその関係する自然人、法人、企業に所属、所有、管理、支配されている個人、企業、組織の資産および経済資源の凍結。 ● 上記規制は 2015 年 1 月 31 日まで有効。 (Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets)) 最新動向 2013 年 7 月 31 日以降進展なし。 	 概要 ● 以下の規制以外にチュニジアに対する米国規制措置なし。 その他規制 ● チュニジア国内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国テロ組織に対する規制措置あり。

DRD-#25914602-v1 61 2017 年 9 月 13 日更新



No.	制裁対象国	EU 制裁	米国制裁
17.	イエメン	概要 ● イエメンに対する EU の規制措置は以下のみ。 その他の規制 ● イエメン国内外で活動するテロリスト、テロ団体、外国テロ組織に対する規制措置。 (Link to UK government consolidated list of financial sanctions targets (includes EU targets)) 最新動向 アルカイダネットワークに関係する個人および団体に対する資産凍結リストが 2014 年 1 月 14 日に更新。	 金融規制 ● SDN リストに掲載された個人また団体の資産凍結。資産 凍結対象者が関係する全資産は、米国に所在するか、また は所在地を問わず米国国民が所有/管理している場合、凍 結される。 ○ SDN リスト掲載者が直接または間接的に 50%以上所有 する団体の資産および資産の所有権も、当該団体がリス トに掲載されていなくても凍結。 ○ 本規制で禁止されている活動や取引であっても OFAC による許可が出る可能性あり。

DRD-#25914602-v1 62 2017 年 9 月 13 日更新